

川口市民オンブズマンの政務調査費に関する基本的な判断基準

川口市民オンブズマン

此の判断基準は『判例、全国市民オンブズマン連絡会議関連市民オンブズマン団体』などの資料を参考に、偏向のない判断を行うために定めたものである。

第1 基本的な考え方

1 政務調査費の性質

実費弁償を原則とする補助金で地方自治法第100条第14項、第15項、に基づき制定された「川口市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という）により交付される。

条例、第1条で政務調査費は「川口市議会議員の調査研究に資するための経費の一部」として交付している。

第6条に「会派又は議員は、政務調査費を別に定める使途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」。

第9条で「市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と定めている。

また規定、第7条の別表では、「研究研修費」「調査旅費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「広聴費」「人件費」「事務費」「雑費」の9種類の途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

上記の各事項の規定により川口市議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「市政の調査研究に資するため必要な経費」に限って、支出が認められる。

別表(第7条関係)

注：主な使途は「川口市政務調査費の手引き」から転記した。

会派又は議員の政務調査費の使途の基準

項目	内容	主な使途
研究研修費	○研究会、研修会を開催するために必要な経費 ○他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費	講師等謝礼金、交通費、宿泊料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、業務委託費、会場等使用料、機材等借上料、茶菓子代、会費、会議参加負担金
調査旅費	○先進都市の視察旅費 ○現地調査旅費	交通費、宿泊料、通信運搬費、保険料、施設等入場料、茶菓子代
資料作成費	○調査資料等の作成経費	消耗品費、印刷製本費、原稿料、翻訳料、業務委託費、事務機器等借上料

資料購入費	○図書、資料等の購入経費	図書等購入費、新聞購読料
広報費	○調査研究活動、議会活動及び市政に関する報告・PRに要する経費	交通費、消耗品費、茶菓子代、印刷製本費、通信運搬費、業務委託費、会場等使用料、機材等借上料
広聴費	○住民から市政及び会派の政策等に対する意見、要望を聴取するために必要な経費	交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、業務委託費、会場等使用料、機材等借上料、茶菓子代
人件費	○調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	賃金、社会保険料、交通費
事務所費	○調査研究活動に必要な事務所の設置及び管理に必要な経費	賃借料、光熱水費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費、事務機器等借上料
その他の経費	○その他調査研究活動に必要な経費	備品購入費、修繕料

(注) 調査旅費は、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年条例第4号)第5条の規定を準用して算出した額を基準とする。

第2、費目別の査定基準

川口市議会政務調査費の査定に係る基本的共通事項

- ① 条例、規定、手引き、及び当基準を判断基準とし、公金の使途として適正かを判断する。
- ② 対象年度以外の時期及び年度以外に及ぶ使用目的の支出は認めない。
- ③ 政務調査報告書(個表)の記載内容が不十分な場合は認めない。
- ④ 報告書が無ければ市政に対する専門的な知識を得られたかが不明な研究研修費、調査旅費などは支出目的、必要理由の理由が明記され報告書がない場合は認めない。
- ⑤ 領収書がない支出、及び領収書に宛名、品目など会計処理上の記載不足がある支出は認めない。
- ⑥ 領収書の日付がないものは認めない、かつ支出の事実、根拠が推定不能のものは認めない。
- ⑦ 判断に迷う場合は条例、規定、手引き及び社会通念を基準とした判断を付言する。
- ⑧ 具体的な判断は上記各項と共に当会基準に従い偏向の無い判断を行うものとする。

1、研究研修費(『 』内は別表の基準)

『研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費』(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊等)

支出が「市政の調査研究に資するために必要な経費」として適正であったかを判断すること。

- 1、個表に記載された内容及び関連サイトを調査し事実関係を正確に把握すること。
- 2、会場費、政務調査として会場、目的が適切か?内容は逸脱していないか?
- 3、研修などが政務調査として適切か?
- 4、飲食を伴う研修であったか?飲食があれば認めない。
- 5、研修費用の金額が適切か?領収証(書)の記載が会計処理上正しく記載されているか。
- 6、「市政の調査研究に資するために必要な経費」の趣旨に合致し、目的がこの趣旨にかなっていない、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないか。
- 7、議員が所属する団体の研究会、研修会、大会などに参加することの判断は以下とする。

議員が団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものであり、市政に関する研修とは考えられない場合は支出を認めない。

2、調査旅費（『 』内は別表の基準）

『調査研究活動のために必要な都市の調査又は現地の調査に要する経費』（交通費、旅費、宿泊費等）

- 1、旅行の主目的が調査研修そのもので「政務調査」として適切か？
- 2、個表に記載された内容及び関連サイトを調査し事実関係を正確に把握し判断すること。
- 3、旅費の金額が適切かどうか、旅費が実費であるか、領収証（書）の記載は正しいか。
- 4、燃料代は1/2に按分する。
- 5、個別のタクシー代、駐車料等が「政務調査目的」と考えられるか。
- 6、旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切であるか。
- 7、旅行先での主な行動が調査であることが報告されているか。
- 8、自動車燃料代 『内は手引きに記載の一部を転記』

『(1) 交通費・・・調査研究活動に係る実費分の把握が困難であることからガソリン代の
2分の1（月額限度額20,000円）を支出できるものとする』

自動車燃料代

- 1、ガソリン代の支払がプリペイドカードの場合及び宛名が議員名でないものは認めない。
 - 2、原則として按分率50%で按分して認める。
 - 3、数台の（登録番号の違う）自動車に給油している場合、同一日に2回もしくは2日連続で大量の給油をしている場合など、2台以上の自動車に給油していると推定される場合には、一部（原則として後の給油）は認めない。なお、洗車代、オイル代は認めない。
- 8、タクシー代
- 原則としてタクシー利用の必要性が下記の条件で説明できること。
- 1、政務調査であることが明らか（研修会場への往来など）と考えられるものについては全額認め、政務調査ではないことが明らかと考えられるものについては全額認めない。
 - 2、政務調査であることが明らかであっても乗車区間が不明なものは認めない。
 - 3、タクシー代は、乗車した議員の氏名、理由、乗車区間、金額を記載したタクシー会社の領収証を提出したものを認め、提出の無いタクシー代は認めない。
 - 4、議員の自宅と市役所との往来のうち、本会議・委員会開催日の往来の費用は、議員の費用弁償によって別途まかなわれており、重複して費用弁償を受けることは認められないので、政務調査費としては認めない。
 - 5、市外でのタクシー代は、これに対応する研究研修費などの査定結果に応じて認める。対応する研究研修費などの関連理由が認められない場合は認めない。

9、駐車料

- 1、政務調査であることが明らか（市政報告、意見聴取、研修参加のための駐車など）と考えられるものについては全額認め、政務調査が主目的ではないと考えられる駐車料は全額認めない。
- 2、例として何々方面市政報告、何々方面意見聴取、何々研修参加など具体的な報告、聴取、研修などの内容が明らかではないものは認めない。

3、駐車場代の領収証は機械的な発行である場合が多いので印トであっても駐車場所、駐車時間などが合理的であれば認める。

10、長距離市外視察にかかる旅行費用

全体が政務調査であることが明らかと考えられるものについては原則として全額認める。

政務調査が混在していると考えられたものは按分率 50%で按分して認め、政務調査ではないことが明らかと考えられるものは全額を認めない。

11、その他、目的・内容の説明記載が具体的でないものは認めない。

3 資料作成費（『 』内は別表の基準） **ここから**

『調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費』

（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）

市政報告など、「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」が混在する経費が多いことが問題である。「政務調査活動の経費と考えられるものは全額認め、政務調査以外の政治活動と考えられるものについては全額認めない。区別が困難なものについては按分率 50%で按分して認める」ということを基本的方針とする。

なお、資料作成費とは本来「議会審議に必要な資料」の作成費であるべきであり、「政務調査以外の政治活動である市政報告などは本来「広報費」もしくは「広聴費」の費目に計上されるべきものである。

4、資料購入費（『 』内は別表の基準）

『調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費』

議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかを以下で判断する。

1、書籍、雑誌、新聞とも以下の扱いとする

一般的ないし一般教養的なもの、趣味的なもの、所属または支援の関係にある団体等の機関誌的なものは認めない。

2、市政についての専門的知識を得るために有用と認められるものについては認めるが、一見判断が困難な場合は、ネット検索等の方法により当該書籍等を直接確認して判断する。

3、住宅地図

認めない。住宅地図の主たる用途は個別訪問にあり、選挙対策その他の「**政務調査以外の政治活動**」の用に供することが主な目的と考えられる。なお、住宅地図以外の一般的な地図は「一般図書」とみなし、認めない。

4、新聞代（一般的商業紙）

会派控室用の一般商業紙は按分率 50%で按分して認める。

自宅用、事務所用のものは認めない。（一般に、新聞は現職議員でなくてもふつう購読するはずである。）

5、業界紙・情報紙

原則として認めない。

但し、市政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものについては認める。

6、運動誌、政党誌、団体誌

原則として認めない。(運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務調査とは認められない。)

但し、議員本人の「反対党」と認められる団体の発行誌などは、「他党の政策研究」と判断し、認める。

7、書籍

1, 行政に関する書式集、法令集については全額を認める。

2, 式辞集、辞書(電子辞書を含む)などについては認めない。

3, 市政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものについては認めるが、これに該当しないと考えられる一般図書については認めない。

4, 領収証に書籍名の記載されていない支出は認めない。

8、雑誌

1, 市政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認める。

2, 一般的な商業雑誌は認めない。

3, 個人の政治的・社会的信条または私的関心に基づくと考えられるものについては認めない。

9、その他の資料代

雑誌・書籍に準じて判断する。

5、広報費(『 』内は別表の基準)

『調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費』

(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)

法的な問題として広報費は上記の如く「調査研究活動」以外に「議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」とあり「調査研究活動」以外の経費に支出しても良いとも解釈される。しかしこれは以下の問題点がある。

1、地方自治法第100条第14項は「**議員の調査研究に資するため必要な経費**」について政務調査費を交付する旨定めている。条例がそれを超えて政務調査費の支出を認める趣旨とは考えられないし、もしその趣旨だとすると法律違反の疑いがある。

全国都道府県議会議長会の「政務調査費の使途の基本的考え方」は、「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきもの」としている。

2、市民の意思の収集・把握と関係なく、一般的な広報活動の経費にまで政務調査費の支出を認めると、税金で現職議員の政治活動一般(再選を目指す活動も含むことになる)を助成することになってしまい、新たに議員をめざす者に比べて現職を不公平に優遇することになり、

憲法違反の疑いがあることから、少なくとも「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする」範囲を超えて、政務調査費から支払うことは許されないと考えられる。

3、よって、市政報告などの経費は以下のとおり2分する、

- ①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」
- ②「政務調査以外の政治活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分以外の部分」とを区別して、①の部分の経費だけを政務調査費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の两部分は市政報告中で混在していて、その割合を定めることは難しい。

そこで、市政報告などの経費については、原則として按分率50%で按分して認め、例外的に「全部が政務調査と考えられるもの」については全額を認め、「全部が政務調査ではないと考えられるもの」についてはその全額を認めないこととする。

4、市政報告類印刷費

按分率50%で按分して認める。但し、個人質問の傍聴案内や報告に限定された配布物などは、議員の「政務調査以外の政治活動」と考えられるので、認めない。

5、市政報告類配布費・郵送代

4、に準じ、原則として按分率50%で按分して認める。

6、切手・ハガキ

使用目的が明示され、あるいは他の費用（市政報告の印刷費等）の支出状況から推定できる（市政報告の郵送代など）切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて全額または按分して認める。

7、市政報告郵送用と判断される切手代は按分率50%で按分して認める。

8、ハガキの大量購入で政務調査目的との関連性が不明なものは認めない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務調査としての広報には本来不向きなはずだからである。

9、比較的少額の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率50%で按分して認める

10、多額の切手購入で、使途が明示されず推定もできないもの、及び記載されている使途が疑わしいもの（例えば、市政報告郵送用と記載されていても、対応する印刷費等の支出が無かったりして疑わしいものなど）は認めない。切手は金券業者で容易に換金することができるので、これを認めると目的の明示されない現金交付を認めるのと同じになってしまう。

とりわけ、年度末に大量の切手を購入するのは、当年度の経費の支弁に限定されている政務調査費の剰余を翌年度に繰り越すことを認めるに等しいので、認められない。

11、市政報告などを郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できる。

料金別納郵便は10部以上であれば利用できる制度である。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、その使用に疑念を持たれても止むを得ない。

12、年度末支出の取り扱い

年度末の多額の切手代、印刷費の支出については、①金額、②印刷部数、③単価、④印刷物の種類、⑤現金先渡しの有無、等について慎重に審査して判断する。特定の事例で年度末に異常に多額の印刷費・切手代が、現金先渡しで支出されており、年度末に未使用の政務調査費を支出したもので実体がないのではないかと疑われるためである。上の要素を総合的に判断して、

実体を欠くものと推定される場合は認めない。なお、印刷物・数量を明示しない領収書があることは大きな問題であり認めない。

13、企画・デザイン費は按分率 50%で按分して認める。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費は認めない。

14、食事代は認めない。

15、市政報告会会場料等

原則として、按分率 50%で按分して認める。但し、開催場所及び金額から判断して、飲食を伴うと推定されるもの、及び過度に広い会場及び高額な会場の費用は認めない。また他の目的を持つ会合との共同開催に対する支出は認めない。報告会の看板代は認めない。

茶菓代は原則として按分率 50%で按分して認める。但し、茶菓代としては高額すぎると考えられるものは認めない。

16、HP 製作費・保守契約費、サーバ利用料

原則として按分率 50%で按分して認める。但し、過度に高額なものは認めない。

17、市議会発言集印刷費 政務調査に必要と判断されるもの以外は認められない。

6、広聴費（『 』内は別表の基準）

『住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費』

（会場費、印刷費、茶菓子代等）

1、広報費と同様、「住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費」と定められていて、他の費目と違って「調査研究活動」以外の経費も政務調査費から支払っても良いかのように読める。

しかし、広報費について述べたのと同じ理由により、少なくとも「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする」範囲を超えて、これらの経費を政務調査費から支払うことは許されないと考えられる。

2、そして、広聴費についても、①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務調査以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分して認めることにし、例外的に「全部が政務調査と認められるもの」については全額を認め、「全部が政務調査ではないと認められるもの」についてはその全額を認めないことにする。

3、市政報告会会場料等

原則として、按分率 50%で按分して認める。但し、開催場所及び金額から判断して、飲食を伴うと推定されるもの、及び過度に広い会場及び高額な会場の費用は認めない。また他の目的を持つ会合との共同開催に対する支出は認めない。広聴費の看板代は認めない。

7、人件費

『調査研究活動を補助する職員を雇用する経費』（『 』内は別表の基準）

1、雇用した職員の業務が「政務調査活動」か「それ以外の政治活動」かが問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分して認めるものとし、例外的に「全部が政務調査と考えられるもの」については全額を認め、「全部が政務調査ではない

と考えられるもの」についてはその全額を認めない。また他の異なる目的を持つ団体と同一の事務所内で雇用した職員が労働する場合には認めない。

- 2、賃金は原則として按分率 50%で按分して認める。
- 3、勤務実績を示す出勤簿などの実績を示す証拠が無い場合は認めない。
- 4、雇用した職員が提出した賃金の受領証に宛先が明記されていない場合は認めない。
- 5、生計を一にする親族の雇用についての経費は支出できない。

8、事務所費（『 』内は別表の基準）

『調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費』

（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）

- 1、この費目については、事務費が「政務調査活動」にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費かが問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分して認めるものとし、「全部が政務調査ではないと認められるもの」についてはその全額を認めない。
- 2、文具系消耗品（紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等）は按分率 50%で按分して認める。
- 3、リース料（コピー機・印刷機）按分率 50%で按分して認める。
- 4、電子辞書
認めない。辞書は、印刷された辞書か電子辞書かを問わず、議員本人の一般的教養にかかる辞書である。
- 5、電話料金・FAX 料金
会派控室、事務所（事務所については 2 台まで）については按分率 50%で按分して認める。自宅、携帯電話については按分率 50%（私用、政務調査活動、それ以外の政治活動各 2 分の 1 の負担率と推定する）で按分して認める。自宅の 2 台目以降の電話の料金については認めない。
- 6、パソコン・ノートパソコン、プリンタ購入費
原則として、1 人 1 任期 1 台に限定して、按分率 50%で按分して認める。
- 7、コピー機サービス料・使用料
按分率 50%で按分して認める。
- 8、カメラ、デジタルカメラ、IC レコーダー、シュレッダー等購入費、パソコンソフト・USB メモリ購入費、バージョンアップ・修理費は按分率 50%で按分して認める。但し修理費については自己責任における破損の場合は認めない。
- 9、事務所賃借料
按分率 50%で按分して認める。但し、家主が「自己、親族、もしくはこれらと実質的に同視できる者」の場合は認めない。
- 10、事務所用光熱水費、飲料費
按分率 50%で按分して認める。
但し、水質改良機器、及び異常に高額な特殊水・飲料等の購入費は認めない
- 11、事務連絡用切手
5、広報費、の関連各項に準じる。

12、事務所・控室用耐久消費財

事務用のものに限り、按分率 50%で按分して認める。

事務用とは通称『オフィス用』などと呼称され一般事務所などで使用されている耐久消費財を指す。看板などの製作費、保守費は認めない。

13、公共料金（電話、ガス、電気代、水道など）は郵便振替、銀行通帳コピー等でも認める。

9、その他の経費（『 』内は別表の基準）

『上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費』

その他の経費は、「上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費」（条例別表）である。

その他の経費として計上されている経費は様々なので、1～8の費目中の類似の経費に準じて判断する。